

令和2年5月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和2年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年5月14日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市生涯学習センター第2研修室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第2号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第3号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
議案第4号 市川市家庭教育指導員の設置に関する規則の廃止について
議案第5号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
議案第6号 令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第7号 令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について
議案第8号 令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
 - 5 報告第15号 令和元年度市川市一般会計補正予算（第6号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第16号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第1号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第17号 市川市教育支援委員会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第2号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第3号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
議案第4号 市川市家庭教育指導員の設置に関する規則の廃止について
議案第5号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
議案第6号 令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第7号 令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について

- 議案第8号 令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任
について
- 2 報告第15号 令和元年度市川市一般会計補正予算(第6号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
- 報告第16号 令和2年度市川市一般会計補正予算(第1号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
- 報告第17号 市川市教育支援委員会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について
- 3 その他 (1) 令和2年度中学生海外派遣事業について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部次長	石井	辰治
教育総務課長	池田	孝広
青少年育成課長	田中	英一
考古博物館長	杉山	元明
指導課長	野口	敏樹
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	松永	裕思
学校地域連携推進課長	関上	亨
教育センター所長	小松崎	聡

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	主 査	新田	伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和2年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案7件、報告3件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第6号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」、議案第7号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」、議案第8号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件がすべて終了してから行います。

それでは「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、大高究委員を指名いたします。よろしくお願いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第2号「市川市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

考古博物館長です。議案1ページ及び2ページをご覧ください。この度、教育委員会の諮問機関である市川市文化財保護審議会委員の任期が本年6月で満了となりますことから、市川市文化財保護条例第47条第1項の規定に基づき、新たな委員を2ページにお示しした名簿案のとおり委嘱いたしたく、教育委員会の議決を求めるものです。委員は、文化財に関する、それぞれの専門分野で学識を有する9名で、再任が8人、新任が1人となります。任期は、本年6月7日から令和4年6月6日までの2年間となります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。議案第3号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」の説明をさせていただきます。議案の3ページをご覧ください。はじめに提案理由について説明させていただきます。本市では、学力が優良でありながら、経済的な理由等により、高等学校又は高等専門学校への修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的として、奨学資金制度を実施しておりますが、奨学生の選考等につきましては、教育委員会の諮問機関として、市川市奨学生選考委員会を設置し、ご審議いただいているところでございます。当該選考委員会の委員数につきましては、市川市奨学資金条例第10条第1項の規定によりまして、8名とされており、任期につきましては同条第2項の規定によりまして、2年とされております。これら8名の委員のうち、公立の高等学校の関係者より委嘱されている委員いわゆる第2号委員から、辞任の申出があったことから、当該委員の解嘱をお諮りし、併せて新たな委員の委嘱について提案させていただくものでございます。次に委員の候補者について説明させていただきます。議案の4ページをご覧ください。千葉県高等学校長協会市川浦安地区に対しまして、奨学資金制度の趣旨を理解し、奨学生の選考にご協力いただける方の推薦を依頼いたしましたところ、第2号委員である公立の高等学校の関係者として、千葉県立行徳高等学校校長、池田浩二様の推薦をいただいたところでございます。任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第3項の規定によりまして、前任者の残任期間とされていることから、池田委員につきましては、令和3年11月30日までとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○平田史郎委員

以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号「市川市家庭教育指導員の設置に関する規則の廃止について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案の6ページをお願いいたします。議案第4号「市川市家庭教育指導員の設置に関する規則の廃止について」ご説明いたします。本規則は、国の家庭教育学級推進事業を踏まえ、市川市家庭教育指導員の設置に関し必要な事項を定めるため、昭和59年4月1日から施行してまいりました。この規則では、家庭教育指導員は非常勤とするとされておりますが、令和2年4月1日から、地方公務員法、地方自治法、及び、市川市会計年度任用職員の給与及び報酬

並びに旅費及び費用弁償に関する条例に基づく会計年度任用職員として明確に位置付けられたこと、また、本規則を制定する際の制定理由の一つであった家庭教育指導員の設置に係る千葉県からの補助金が既に廃止されていることを踏まえ、本規則を廃止することとしたものでございます。なお、家庭教育指導員による事業は従来どおり継続してまいります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。平田信江委員。

○平田信江委員

家庭教育学級の指導員の制度はそのまま続くということによろしいでしょうか。

○学校地域連携推進課長

はい。

○平田信江委員

各現場で工夫をされながら運営されている事業だと思うのですが、今は働く保護者が多いので、運営に関して平日日中の開催で参加者が少ないですとか、また、担当保護者の負担であるとか、いろいろ問題があるかなと思いますので、全員参加というわけにはいかないでしょうけれども、今後、PTAの方々が一人でも多く家庭教育学級の目的に沿った成果が得られるような施策が何かあれば良いと考えています。今後、何かお考えがあれば伺いたいと思ひまして、よろしく願いいたします。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。参加者が少ないことに対して何か方策がないかということでございますけれども、以前に他校と共同で学級が自主企画による講座を土曜日に開催した事例がございまして、この際は多くの参加者が集まったと聞いております。ただ、保護者の方はやはり土日ですとお子さんが逆にいるということで、平日の開催の方がよいというような意見もございまして、開催の曜日につきましては今後また検討していく必要があると思っております。また、それ以外でも、各学校において開催の周知の仕方がまちまちで、上手いところは多く集まっているということもございまして、学校地域連携推進課の方からも周知の仕方について後押しする必要があるかなと考えております。

○平田史郎委員

平田信江委員、よろしいですか。

○平田信江委員

はい。ありがとうございます。

○平田史郎委員

その他の委員、何かご質問等ございますでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案の別冊1をご覧ください。1ページをお願いいたします。議案第5号市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会を運営するにあたり、委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。平成30年度以前に学校運営協議会を設置した学校・園については、学校運営協議会委員の任期が満了したことから、学校長・園長のご推薦をもとに、任命予定者をあげさせていただきました。各学校・幼稚園の任命予定者数は、2ページのとおりです。また、平成31年度学校運営協議会設置校につきましても辞任の申し出のあった委員の解任の提案をさせていただくとともに、新たな委員を学校長・園長のご推薦をもとに任命をする必要があることから提案をさせていただくものです。各学校・幼稚園の解任予定者数及び任命予定者数は、3ページのとおりです。各学校・幼稚園の解任予定者及び任命予定者、委員名簿は、4ページ以降に掲載しております。それでは、今回任命を予定しております委員候補者につきまして、ご説明申し上げます。委員につきましては、規則の第4条及び第5条の規定により、人数は15人以内で組織され、任期は2年以内です。委員の内訳といたしましては、第1号委員として対象学校に係る地域住民、第2号委員として対象学校に係る保護者、第3号委員として対象学校の運営に資する活動を行う者、第4号委員として学識経験を有する者、第5号委員として対象学校の校長、第6号委員として対象学校の教職員、第7号委員としてその他教育委員会が適当と認める者から教育委員会が任命することとされております。なお、対象学校の校長や教職員が退職や他校に異動された場合等は、資格を自動的に喪失するため解任予定者として提案しておりません。また、一部の学校におきましては、第1号委員である対象学校に係る地域住民、及び、第2号委員である対象学校に係る保護者を選定中でございます。理由としましては、自治会で開催されます総会や、各学校・幼稚園で開催されますPTA総会により決定され、その後、学校運営協議会の委員候補者となるためです。そのため、新たに委員候補者となる任命予定者の方々は、今後の定例教育委員会で提案させていただきますので、よろしく願いいたします。ここで恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。70ページの下から4段目、第4号委員の高橋祐介氏より本日辞退の申し出がございましたので削除をお願いいたします。第六中学校は14名の委員となります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第15号「令和元年度市川市一般会計補正予算（第6号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第15号「令和元年度市川市一般会計補正予算（第6号）（うち教育費に係る部分）」について、ご説明いたします。議案の別冊3の、1ページから3ページをお願いいたします。令和元年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち、教育費に係る予算につきましては、令和2年5月市議会臨時会に議案を提出する前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、4ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」について、ご説明いたします。令和元年度において、新型コロナウイルスの感染防止対策等を柔軟かつ円滑に行うことができるよう、緊急に予備費を増額する補正予算の必要が生じましたが、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月19日付けで一般会計補正予算の専決処分を行ったもので、令和2年5月市議会臨時会において市議会の承認を得る必要があるため、議案を提出することとなったものでございます。補正予算の内容につきましては、第13款・予備費、第1項・予備費、第1目・予備費において、2億円を増額補正するものでございます。予備費を活用して対応する事業のうち、教育費に係るものは2点ございます。1点目は放課後保育クラブにおける感染拡大防止対策として、空気清浄機やマスク、消毒液等の購入や保育クラブ室内の除菌・消毒を実施するため、6,259万8,433円を予備費から充用するものでございます。2点目は、学校の臨時休校中における学校給食費を返還するもので、すでに発注した給食用食材のうち、キャンセルできなかった児童生徒分の食材費について、保護者負担軽減の観点から本市が負担することとしたため、返還する給食費及び返還に係る振込手数料等について、予備費から564万円を充用するものでございます。本補正予算にて増額する2億円の予備費のうち、教育費への充用額につきましては、合計で6,823万8,433円でございます。説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁させていただきます。

○平田史郎委員

以上の説明につきまして質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第15号を終了いたします。

次に、報告第16号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第1号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第16号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第1号）（うち教育費に係る部分）」について、ご説明いたします。議案の別冊3の、5ページから7ページをお願いいたします。令和2年度市川市一般会計補正予算（第1

号)のうち、教育費に係る予算につきましては、先程ご説明いたしました報告第15号と同様に、令和2年5月市議会臨時会に議案を提出する前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、8ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」について、ご説明いたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第4目・教育センター費でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策に係る公立小中学校等の休校に伴い、児童生徒がインターネット及びタブレット端末を利用することでオンライン授業を受講できるよう、受講環境が整っていない家庭に対してタブレット端末やモバイルルーター等を貸し出すことにより支援するもので、第10節・需用費におきまして、オンライン授業用の消耗品として330万円を、また、第13節・使用料及び賃借料におきまして、タブレット端末等の賃借料として2億円を増額要求するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で2億330万円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、166億630万円となります。説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁させていただきます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。平田信江委員、お願いいたします。

○平田信江委員

パーソナルコンピューター等のことですが、現在、オンライン授業を行うことを検討されていて、各家庭にインターネット環境であるとかIT環境があるかどうかアンケート調査をされていると思いますが、そういった環境がないご家庭に対して貸出しをするということでしょうか。

○平田史郎委員

お願いします。

○教育センター所長

教育センター所長でございます。お話のとおりで、この予算は一般家庭にインターネット環境、またタブレットやパソコンが整っていない家庭への配付の予算でございます。

○平田信江委員

急なことなので各家庭でも準備が整わなかったり、また、複数兄弟がいると、いっぺんに授業をやるにも1人1台必要となったりしてきますので、もし、オンライン授業が実際に始まるのであれば、そういった環境を全員に提供できるようにお願いしたいと思います。また、国や県の方との調整であるとか近隣地域との調整であるとか、いろいろ大変かとは思いますがよろしくをお願いいたします。

○平田史郎委員

平田信江委員、以上でよろしいですか。

○平田信江委員

はい。

○平田史郎委員

私の方からもですが、家庭にWi-Fiが通っている方はいいのですが、それ以外の方にはどう対応されるのでしょうか。

○教育センター所長

教育センター所長です。タブレットの配付と同時に、モバイルルーターの配付も考えております。

○平田史郎委員

となりますと、かえってお金がかかかりますね。受益者負担ではないですけども、ご家庭にWi-Fi環境が整っている方とモバイルルーターを置く方では随分メリットが異なると思います。それはもうしょうがないということなのでしょうか。

○教育センター所長

教育センター所長でございます。今の状況では、なるべく早くどの児童生徒もインターネットを使ったコンテンツ等の活用を最優先にして、今はない家庭への配付を考えておりますが、この先、国が提唱いたします、GIGAスクールの構想では、1人1台の配付ということが前提となってきますので、その際には、今のような受益者によって差が出ないように進めていくようには考えております。

○平田史郎委員

ありがとうございます。その他、質問はありますでしょうか。他に質疑がないようですので、報告第16号を終了いたします。

次に、報告第17号「市川市教育支援委員会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育センター所長

教育センター所長でございます。報告第17号「市川市教育支援委員会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の8ページから9ページをお願いいたします。委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条および第4条で定めるように、新たに専門医師5名、学識経験者3名、特別支援教育関係者4名の合計12名を委嘱いたしましたことをご報告させていただくものです。5月の定例教育委員会の延期に伴い、定例教育委員会以前に委員が任期満了および教育支援委員会の開催となったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、本日、ご報告をさせていただきます。以上、「市川市教育支援委員会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について」ご説明をさせていただきました。

○平田史郎委員

何かこの件につきまして質疑がございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第17号を終了いたします。

続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「令和2年度中学生海外派遣事業について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。「令和2年度中学生海外派遣事業の中止について」ご説明をいた

します。お手元の議案「その他(1)指導課」をご覧ください。この事業は、市川市青少年教育国際交流協会が主催し市内公立中学校の生徒を対象として、国際感覚豊かな青少年を育成するため、ドイツ連邦共和国・ローゼンハイム市と海外派遣事業を実施するものです。令和2年度の中学生海外派遣事業におきましては、派遣事業が令和2年7月21日から7月29日まで、中学生16名、引率者4名を派遣する予定で計画を進めてまいりました。また、受入事業につきましては、令和2年10月24日から11月3日までの日程で予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染が世界各地で拡大しており、日本・ドイツ連邦共和国においても同様の状況であります。収束の気配が見えない状況等から総合的に判断し、関係機関と協議を行った結果、今年度はやむを得ず中止する事といたしました。なお、今年度の派遣事業は中止となりますが、市川市立各中学校等とローゼンハイム市のメートヒエン・リアルシューレ校との国際交流については、途絶えることがないように、今後、何かしらの形を検討していく予定であります。以上でございます。

○平田史郎委員

この件につきまして何か質疑はございますでしょうか。やむを得ないということでしょうね。事業の継続はよろしくお願ひしたいと思ひます。特に質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。

続きまして、非公開の審議に入りますので教育長にお返しします。

○教育長

これより、議案第6号、議案第7号及び議案第8号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、指定する方以外は退席をお願いします。各部部长・次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。議案第6号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第6号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」ご説明申し上げます。お手元の別冊2の1ページから6ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあつては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。この協議会の運営に関する規約に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第5号に基づき、本日提案するものでございます。なお、本年度は令和3年度使用の教科用図書のうち、中学校用の全ての教科書及び特別支援学校用、特別支援学級用教科書の採択を行うものでございます。

以上でございます。

○平田史郎委員

この規約は、改めて作ったものですか。

○指導課長

採択のある年には、見直しを行った上で制定し、承認いただくものです。

○平田史郎委員

以上の説明につきまして、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第7号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」ご説明申し上げます。別冊2の7ページから8ページをご覧ください。教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内訳は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条1項第5号に基づき、本日提案するものでございます。つきましては、先に議決いただきました令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは教育長にお返しします。

○教育長

それでは、次に、議案第8号に入りますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私と山元委員は一旦退席いたします。

【暫時休憩 田中教育長・山元委員退席】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。議案第8号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

議案第8号「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。別冊2の9ページから10ページをご覧ください。採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることから、教育委員会は採択地区協議会の委員を選任することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条1項第5号に基づき、本日提案するものです。つきましては、先に議決いただきました令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、この件につきまして質疑はございませんか。それでは議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長、山元委員に入室していただきます。

【田中教育長・山元委員再入室】

○平田史郎委員

ただ今審議が終わりまして、「令和2年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」可決いたしました。よろしくお願いたします。それでは、指導課からの申し出がございましたので非公開議案を回収いたします。

○教育長

退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○平田史郎委員

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了となりますが、その他何かご提案等ございましたらお受けいたします。

○山元幸恵委員

新型コロナウイルスの蔓延防止のために学校の休校が大変長期化しています。子どもたちの教育権をどう確保するかが非常に大きな課題になっています。子どもたちの安全が第一であるということは揺るがないものでありますが、今後、学校の再開に向けてどう進めていくか、これについて、今、市川市としてお考えがあればぜひ教えていただきたいというのが1点目です。2点目は、こういう厳しい状況で子どもたちの学力を非常に心配する声が上がっています。学力を保障するため、市としてこういう方向でというものがあれば、また、お考えがあればお聞かせいただきたい。以上2点になります。

○平田史郎委員

2点まとめてということですのでよろしいですか。それではお願いたします。

○学校教育部次長

学校教育部次長でございます。今後の方向性につきまして、お答えさせていただきます。今後は、東京都や千葉県の緊急事態宣言の解除の動向や、市川市の感染状況等を鑑みて、段階的に実施可能な教育活動を緩やかに開始してまいりたいと考えております。具体的には、休業中に連絡日を設けて10人程度ずつ登校させて学習指導をまず行えないかということ、その後、6月を目途に分散登校を数週間段階的に実施し、6月下旬から7月上旬に通常登校ができればと再開に向けて今、計画を進めているところでございます。

続きまして、学力保障につきましては、現在、休校期間中の学習支援として、各学校で家庭学習の日課表というのを作成いたしまして、各家庭に向けて配信しております。日課表の中に、各教科の教科書に即した具体的な学習内容や学習方法を示すことで、子どもたちが規則正しい生活習慣を身につけながら計画的に家庭学習が進められるように支援しているところでございます。また、各学校では、学習や生活動画を配信し、動画が見られない児童生徒に対しては、学習プリントや日課表を配付するなどのサポートを行っております。この度の休業に対する学力の保障といたしましては、市川市の学校管理規則を改正いたしまして、夏季休業を2、3週間短縮して今後授業日として実施していく予定でございます。また、通常の授業では再開された時に今後教育課程を工夫して毎日2、30分程度の積み重ねで学習時間が確保できないかということで、教科のコマ数を工夫するようにするなど検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○平田史郎委員

山元委員、よろしいですか。

○山元幸恵委員

大変よくわかりました。非常に厳しい状況ではありますが、保護者の不安感、あるいは、子どもたちの不安感も高まっていると思います。特に中学3年生は受験ですとか、小学6年生は中学校に入るのにそういうところで非常に不安を抱えている児童生徒も多いと思います。大変と思いますが、きめ細かな教育委員会の支援をぜひお願いしたいと思います。以上でけっこうです。

○平田史郎委員

よろしく申し上げます。本当にこれは困った問題で、私のところの中学も高校もReNEOを使いまして動画配信を行っております。中学は学年ごとですが、高校はクラスごとに配信を行いまして、多いクラスですと百数十コンテンツを教科であげています。ただし、最初は見ると途中でやめてしまうという子が多いんですよね。ちょっとつまらないと思ったら、配信動画を見るのをやめてしまう。ですから、恐らくこの期間が終わった後に、子どもたちの学力の二極分化というのでしょうか、しっかり自立して配信をした内容できちっと勉強している子はそのまま定着をしているけれども、そうでない子はほとんど力がついていないことが考えられます。ですから、その辺を考えてもう一度学び直しというのでしょうか、これをしていかないと子どもたちの力の差が今後ずっと続いてしまうような気がして不安です。また、双方向のZoomを使っていますが、なかなか上手いきません。生徒の間でのよい連絡手段であった、Classiが今混んでいて動かないんですよね。ですから今、Google Classroomに切り替えようかなというところですけ

れども、いずれにしても、本当に子どもや家庭による差が大きくなってしまいますので、先生方は大変ご苦勞されて動画配信その他やっていたとしても、実際にはもう一度ということになるのかなど。教育はそんなものかもしれないですけれども、これからが苦勞のしどころだと思います。

その他何かございますか。平田信江委員、お願いします。

○平田信江委員

学校のお休みにあたって、いろんなコロナ窓口が増えていると思うのですが、そこに何か寄せられている声があれば、また、それに対してもし何か対応されていることがあれば教えていただければと思います。

○平田史郎委員

お願いします。

○学校教育部次長

学校教育部次長でございます。通常の相談窓口も開いております、その通常の相談窓口の方に、心の問題とか、今まで相談している子どもたちも通って相談をしているケースがございます。それとは別にメール等でもコロナに対して、市川市の行っている対策に対して賛同的なご意見と、他の方法で進めた方がいいのではないかというご意見をいただいておりますので、それを活かしながら施策を進めているところでございます。

○平田信江委員

長く休みが続くので、学校が再開した時に子どもたちが登校を渋ることが考えられるので、本当に大変かとは思いますがけれども対策の方をよろしく願いいたします。

○平田史郎委員

本当に困ってしまうのですよね。新入生は先生の顔を見ていないわけですから。その子どもたちがきちっと順応できるかどうか。先程お話ししたように、やっている子とやっていない子の意識、学力の差がついた状態で、実質上の新学期が始まった時に先生方の苦勞が多いと思いますけれども、よろしく願いいたします。

その他何かございますか。ないようですので、教育長にお返しいたします。

○教育長

平田史郎委員、ありがとうございました。これをもちまして、令和2年5月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時45分閉会)